

第3節 対象施設

当市が保有する庁舎や学校施設等の公共施設及び道路や橋りょう等のインフラ施設を対象とします。施設分類については、以下のとおりです。

類型区分	大分類	中分類	主な施設
建物系公共施設	行政系施設	庁舎等	庁舎・車庫・倉庫等
		消防施設	水防倉庫、消防分団格納庫・車庫
	学校教育系施設	学校	義務教育学校
		その他教育施設	給食センター
	市民文化系施設	集会施設	公民館、交流センター等
		文化施設	
	社会教育系施設	博物館等	資料館、文化財施設、発掘事務所等
	公営住宅	公営住宅	市営住宅
	スポーツ・レクリエーション系施設	レクリエーション施設・観光施設	物産館等
		スポーツ施設	競技場、体育館、運動広場
	子育て支援施設	幼児・児童施設	児童センター、放課後児童クラブ
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	老人福祉センター
		その他社会福祉施設	社会福祉会館、保健センター
	病院施設	病院施設	
	供給処理施設	供給処理施設	清掃センター、下水処理場等
	公園	公園	公園管理棟、休憩所、トイレ等
その他	その他		
インフラ施設	道路	道路	一級、二級、その他市道
		橋りょう	PC橋・RC橋等
	水道施設	水道施設	水道管等
	下水道施設	下水道施設	下水道管等